

記入例1 退職等で普通徴収への切り替えの場合

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

○異動があった場合は、非課税の方を含めて速やかに提出してください。
○特別徴収の納入先の市町村と、新年度分給与支払報告書の提出先が異なる方が異動された場合は、両方の市町村へ提出してください。

注意
3 異動日
選で特別徴収の継続希望がある場合は特別徴収継続を選択してください。また、給与又は退職手当等が未徴収していただく場合があります。ただし、転勤、再就職等を
1 町では勤
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収台帳へ行う記入等には、必要な手続きを済ませたうえで、一月一日現在住所の住所変更（課税地）の新勤務先
1 町では勤
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収台帳へ行う記入等には、必要な手続きを済ませたうえで、一月一日現在住所の住所変更（課税地）の新勤務先
1 町では勤
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収台帳へ行う記入等には、必要な手続きを済ませたうえで、一月一日現在住所の住所変更（課税地）の新勤務先

令和 6 年 8 月 1 日提出		柏崎市長殿	給与（特別徴収義務者） 支払者	所在地 フリガナ 名 称 法人番号	〒 945 - 0064 柏崎市中央町0番0号 株式会社 東柏崎												特別徴収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号		1126133 1		担 連 所 属 氏 名 氏 名 電 話		総務課 東 次郎 0257-24-××××																												
給 与 所 得 者	フリガナ	カナザワ タロウ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	氏 名	金沢 太郎			旧姓 ()	生 年 月 日	大・昭・平 55 年 1 月 1 日			個 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2												受 給 者 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		1月1日 現在の住所	柏崎市栄町0番0号 (給与の支払いを受けなくなった後の住所)			住 所	柏崎市栄町0番0号			円	円	円	令和6 年 7 月 30 日	1 右から 番号を 記入	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 ・ 長 欠 亡 4. 死 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他 [事由・理由]	3 右から 番号を 記入	1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)
	1. 特別徴収継続の場合																																																		
	新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規												法 人 番 号													新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																							
		所 在 地	〒												担 当 者 連 絡 先	所 属													受 給 者 番 号																						
		フリガナ													氏 名													納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要																					
名 称														電 話	内線 ()																																				
2. 一括徴収の場合																																																			
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ)) と同額		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。																																													
		月 日		円																																															
3. 普通徴収の場合																																																			
理 由	1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄																																																	